畦畔管理支援事業補助金実施要領

第１　要　旨

畦畔管理支援事業（以下「事業」という。）の実施については、津南町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第２　事業目的

今後、離農者の増加に伴い農地が担い手に集積し、限られた担い手で地域農業を維持していくためには、可能な限り、地域住民等の多様な者の協力も得ながら農地を適切に管理していく体制づくりが必要である。

このため、認定農業者が畦畔の草刈りの一部を地域住民等の個人に委託した場合において、作業労賃の一部を助成する事業を実施する。

第３　補助対象者

以下のすべてを満たす認定農業者

①町内に住所を有していること。
②町内で水田を耕作していること。
③自らが耕作する水田の畦畔に係る草刈りの一部を地域住民等の個人に委託し、書面で委託内容が確認できること。
④③で委託する草刈りは、年３回実施する内容となっていること。
⑤作業時間と実施状況を記録（作業日誌等）と目視で確認し報告できること。

第４　補助対象経費及び補助金額

補助対象者の委託に基づき、地域住民等の個人が実施した畦畔の草刈り作業１時間当たり定額 1,500 円とする（100 円未満切り捨て）。

ただし、補助対象者一人当たりの補助上限金額は 20 万円とする。

第５　補助対象外

以下のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

①草刈りを認定農業者に委託する場合
②草刈りを営利法人、労働者派遣団体又は草刈り事業者に委託する場合

第６　事業実施期間

令和７年度から８年度の２年間で、同一補助対象者の連続実施も可とする。

第７　交付申請書兼実績報告書の提出

補助対象者は、畦畔管理支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）を、実施年の 12 月末日までに農林振興課あて提出すること。

第８　作業記録の保管

補助対象者は、事業実施に係る作業記録等の証拠書類を、事業完了後１年間保管すること。

第９　その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要領は令和７年４月１日から施行する。

附則

この要領は令和８年４月１日から施行する。

（様式第１号）

令和　年度　畦畔管理支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

令和　年　月　日

津南町長　様

住　所
氏　名

このことについて、下記のとおり交付申請し、実績を報告します。
なお、併せて、補助金　　円を請求します。

記

１　補助金額
金　　円

２　実施状況
別紙のとおり

３　補助金振込先

金融機関名	
支　店　名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
ﾌﾘｶﾞﾅ 口座名義名	